

別表 2 (第 3 条関係)

助成対象者	要件
個人	(1) 介護職員初任者研修等の受講料であること。 (2) 介護職員初任者研修等を修了後、長久手市内の介護事業所等に新たに 6 月以上勤務し、交付申請時においても当該事業所に継続して勤務している者
法人	(1) 長久手市内において介護事業所等を運営していること。 (2) 長久手市内の介護事業所等に勤務している従業員が受講した介護職員初任者研修等の受講料の全額又は一部を負担していること。ただし、令和 7 年 4 月 1 日以降に修了したものに限り。 (3) 介護職員初任者研修等の受講料の全額又は一部を負担した従業員を交付申請時においても当該事業所に 6 月以上継続して勤務させていること。